

小中学校の給食無償化を求める意見書

国は、日本国憲法第 26 条において「義務教育は、これを無償とする」と定め、教育基本法第 5 条及び学校教育法第 6 条においても、それぞれ義務教育の無償化を定めているが、学校給食費については学校給食法第 11 条において保護者の負担と定めている。

しかし、近年、新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵攻などにより世界情勢は混迷を極めており、エネルギー価格や食料品をはじめとする生活関連物価の高騰が子育て世帯の家計を直撃していることから、全国の自治体で学校給食の食材費の補助や給食費の無償化を独自で行う動きがある。

自治体が個別に無償化を実施する場合、学校給食運営に係る経費等に加え、食材費までも自治体が負担することにより、将来にわたり財政運営をひっ迫する恐れがあるだけでなく、近隣自治体間で学校給食費の保護者負担に格差が生じること懸念される。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、国民の負担が増えないよう配慮した上で、小・中学校での学校給食の無償化をすることが求められている。

子どもたちの健全な食生活の確立のため、また、健やかな発達を保障するためにも、保護者負担原則を定める学校給食法の見直しを行い、自治体間で格差が生じることのないよう国の責任において財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 15 日

静岡県下田市議会

衆議院議長 殿 参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿 総務大臣 殿
財務大臣 殿